

保振投信19第137号  
平成19年12月3日  
株式会社 証券保管振替機構

## 投資信託の併合に伴う社債等に関する業務規程等の一部改正について

### 1. 改正の趣旨

本年9月30日の「信託法」(平成18年法律第108号)及び「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成18年法律第109号)の施行により、投資信託の併合の取扱いが可能となった。

これを受け、別紙のとおり「社債等に関する業務規程」及び「社債等に関する業務規程施行規則」の一部を改正することとする。

### 2. 改正の概要

#### (1) 投資信託の併合の取扱いに伴う規定の整備について

投資信託の併合の取扱いを可能とするため、所要の規定の整備を行う。

#### (2) その他

その他、所要の規定の整備を行う。

### 3. 施行日

平成19年12月4日から施行する。

以 上